

令和7年度保育施設等利用案内

令和7年4月1日から令和8年3月16日付利用開始の申込みについてのご案内です。
内容をよくご確認のうえお申込みください。

●申込先

○第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に所在する保育施設等の場合は、宮城総合支所保健福祉課。以下「区役所保育給付課等」という。）

※ 住所・連絡先については、24ページ参照

●申込期間 ※厳守

【令和7年4月1日付利用開始の申込期間】

○1次申込期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月3日（火）17時 まで

○2次申込期間

令和6年12月4日（水）から令和7年2月3日（月）17時 まで

（2次申込分については、例年、各施設0人～若干名の受け入れとなります）

（1次申込期間に申込みをされ、待機になった方と一緒に選考します）

【年度途中から利用開始の申込締切日】

※3ページをご覧ください。

※ 申込締切日までに書類が不足している場合は受け付けできません。また、締切日の直前は非常に混み合いますので、日にちに余裕をもってお申込みください。

※ 希望保育施設等の変更がある場合は、申込みした区役所保育給付課等へ申込締切日までにご連絡ください（電話での変更ができます）。

※ 一度申込みを行えば、令和7年度中の利用開始（令和8年3月16日付入所分まで）に対して有効となります。

※ 仙台市に転入予定の方について、お申込み時点で仙台市外に居住されている場合も申込みは可能ですが、保育施設等の利用開始日までに仙台市に居住する（仙台市にお子さんと保護者の住民票があることを原則とします）必要があります。

●申込説明動画

★★ 利用申込に関する説明動画をホームページに

アップしますので、ぜひご覧ください ★★

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/hoikushise tsu.html>

- 説明動画その1【概要説明編】
- 説明動画その2【提出書類編】
- 説明動画その3【記入の注意事項編】
- 説明動画その4【よくある質問編】



目 次

1. 申込み前のチェックリスト	- 2 -
2. 申込手続きについて	- 3 -
3. 申込みから入園までのながれ	- 4 -
4. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書の書き方	- 7 -
5. 申込時の注意事項について	- 8 -
6. 申込みの対象となる保育施設等	- 8 -
7. 教育・保育給付認定等について	- 12 -
8. 多様な保育サービス	- 14 -
9. 利用保育施設等の調整（利用調整）における優先基準	- 15 -
10. 利用者負担額（保育料）	- 18 -
11. 保育施設等での生活について	- 19 -
12. 保育施設等の退所について	- 19 -
13. よくあるご質問	- 20 -
14. 注意事項確認票	- 23 -
15. お問い合わせ先	- 24 -

1. 申込み前のチェックリスト

受付に向けた共通のチェック項目は次のとおりです。保育施設等利用の申込み前に、ご活用ください。その他、ご家庭ごとに必要な情報がございますので、この利用案内や仙台市ホームページをご確認ください。

(1) 事前確認

- 「3. 申込みから入園までのながれ」(4～6 ページ)を確認した
- 「5. — (1) 申込要件」(8 ページ)を確認した
- 「6. — (1) 申込対象施設等」(8 ページ)を確認した
- 「14. 注意事項確認票」(23 ページ)の内容を十分によく確認し、同意した

(2) 提出書類

- 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書
(詳しくは、「4. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書の書き方」(7 ページ))
- 家庭状況等申告書
(裏面あり)
- マイナンバー（個人番号）記入用紙
(添付書類あり)
- 保育を必要とすることを証明する書類
(利用開始希望日時点の状況)
(利用開始希望日から6か月以内の証明日の書類)
(詳しくは、別紙の「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」(3 ページ))

※居室訪問型保育事業については、このほかに集団保育が困難である旨が確認できる資料の提出が必要です。
(詳細は9ページをご覧ください。)

(3) 提出先

- 第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等へ提出する
- 申込締切日(1 ページ、3 ページ)を確認した

★★『仙台市手続きガイド』もぜひご活用ください★★

<https://www.city.sendai.jp/system/shise/navi.html>



2. 申込手続きについて

(1) 申込締切日早見表（年度途中からの利用の場合）

○各月 1 日付利用開始の場合（4月1日を除く）・・・前月の 5 日まで

○各月 16 日付利用開始の場合・・・前月の 20 日まで

※ 土日祝日等の場合は前開庁日が申込締切日となります。

※ 4月1日利用開始の申込期間については、1ページをご覧ください。

	1 日付	16 日付
4 月	—	令和 7 年 3 月 19 日（水）
5 月	令和 7 年 4 月 4 日（金）	令和 7 年 4 月 18 日（金）
6 月	令和 7 年 5 月 2 日（金）	令和 7 年 5 月 20 日（火）
7 月	令和 7 年 6 月 5 日（木）	令和 7 年 6 月 20 日（金）
8 月	令和 7 年 7 月 4 日（金）	令和 7 年 7 月 18 日（金）
9 月	令和 7 年 8 月 5 日（火）	令和 7 年 8 月 20 日（水）
10 月	令和 7 年 9 月 5 日（金）	令和 7 年 9 月 19 日（金）
11 月	令和 7 年 10 月 3 日（金）	令和 7 年 10 月 20 日（月）
12 月	令和 7 年 11 月 5 日（水）	令和 7 年 11 月 20 日（木）
1 月	令和 7 年 12 月 5 日（金）	令和 7 年 12 月 19 日（金）
2 月	令和 8 年 1 月 5 日（月）	令和 8 年 1 月 20 日（火）
3 月	令和 8 年 2 月 5 日（木）	令和 8 年 2 月 20 日（金）

(2) 郵送受付について

以下についてご確認、ご了承のうえ、郵送での申込みをご利用ください。

【 注意事項 】

- ・ 提出先住所や連絡先については、24 ページをご覧ください。
- ・ 申込締切日必着です。申込締切日までに提出書類が整わない場合、利用調整の対象とならない、又は利用調整で不利になります。
- ・ 記載事項の訂正や不足書類の提出が必要となる際は、書類の用意に時間を要する場合がありますので、申込締切日 1 週間前を目安として余裕をもったお申込みをお願いします。
- ・ 提出書類の内容確認等のため、必要に応じて、来庁をお願いする場合があります。
- ・ 郵送事故については責任を負いかねますので、配達証明等のご利用を推奨します。

(3) 電子申請について

マイナポータル（ぴったりサービス）を利用した電子申請を受付しております。
詳細は仙台市ホームページからご確認ください。



3. 申込みから入園までのながれ

(1) 4月1日利用開始の場合（1次利用調整）

区役所保育給付課等の窓口において、申込みに関する説明をいたします。原則、希望する園へのお問い合わせや見学等も事前に行ってください。

申込書類の提出

- 11月1日（金）～12月3日（火）17時まで ※締切厳守 ※お早めにお申込みください
- 締切日までに第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等の窓口（または郵送）で、申請してください。
※保育を必要とすることを証明する書類については、証明日（記入日）が令和6年10月以降の書類のみ受付いたします。

利用調整

- 1月上旬
- 利用できる人数よりも申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方を優先に調整をいたします。
※ 一度の利用調整でご案内可能な施設は一施設のみです。

面接のお知らせまたは待機通知

- 1月15日（水）頃発送 ※1月20日（月）を過ぎても通知が届かない場合はご連絡ください。
- | | |
|---|--|
| <ご希望の保育施設等に利用が見込まれる場合>
面接のお知らせと教育・保育給付認定決定通知書※1を
発送いたします。 | <ご希望の保育施設等に利用が見込まれない場合>
待機通知書と教育・保育給付認定決定通知書※1を発送
いたします。
2次利用調整を行います。（5ページ参照・再申込不要） |
|---|--|
- ※1 教育・保育給付認定決定通知書は、認定を受けていない方
または認定を受けたが期間に変更のある方にお送りいたします（転入予定での申込みの場合は、転入確認後になります）。
なお、この通知書は、保育施設等の利用の可否を決定するものではありません。

面接

- 1月23日（木）～1月30日（木）頃
- 面接では、お子様の発達・健康状況や日常等についてお話を伺うため、お子様と保護者様とで出席してください。
※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

受入れが困難な場合

区役所保育給付課等より各機関への相談をすすめる場合があります。
（※22ページQ&AのQ16参照）

利用調整結果通知

- 2月5日（水）頃発送
- 面接結果を通知いたします。
※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・認定こども園（保育所部分）に内定された方は、この通知を保育施設等に提出し利用の契約を行ってください。

説明会

- 3月
- 内定保育施設等において、説明会を開催いたします。
※説明会の日程等は、2月5日（水）頃発送の利用調整結果通知と同時にお知らせ、または保育施設等よりご案内いたします。

入園

- 4月1日（火）
- 利用者負担額（保育料）のお知らせについては、小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・認定こども園（保育所部分）は3月下旬、保育所は4月中旬に発送いたします。
※各保育施設あてに発送いたします。

【注意事項】

- ・希望保育施設等の変更や申込内容（家庭状況）に変更がある場合、申込みを取り下げる場合は、直ちに区役所保育給付課等にご連絡ください。
- ・利用調整後、申込みの内容と実際の家庭状況とに相違があることが判明した場合は、内定が取り消しとなる場合があります。
- ・スケジュール等に変更が生じた場合は仙台市ホームページにてお知らせいたします（アクセスは表紙二次元コードから）。
- ・居宅訪問型保育事業は9ページも併せてご覧ください。

(2) 4月1日利用開始の場合(2次利用調整)

区役所保育給付課等の窓口において、申込みに関する説明をいたします。原則、希望する園へのお問い合わせや見学等も事前に行ってください。

申込書類の提出

● **12月4日(水)～2月3日(月)17時まで** ※締切厳守 ※お早めにお申込みください
締切日までに第1希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等の窓口(または郵送)で、申請してください。
※保育を必要とすることを証明する書類については、証明日(記入日)が令和6年10月以降の書類のみ受付いたします。

利用調整

● **2月中旬**
利用できる人数よりも申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方を優先に調整をいたします。
1次利用調整後の残枠等、若干名の受入れとなります。
※ 一度の利用調整でご案内可能な施設は一施設のみです。

面接のお知らせまたは待機通知

● **2月19日(水)頃発送** ※2月25日(火)を過ぎても通知が届かない場合はご連絡ください。

<ご希望の保育施設等に利用が見込まれる場合>
面接のお知らせと教育・保育給付認定決定通知書※1を
発送いたします。

<ご希望の保育施設等に利用が見込まれない場合>
待機通知書と教育・保育給付認定決定通知書※1を発送
いたします。
※個別にご連絡させて頂き、2次追加利用調整を行う
場合があります。

※1 教育・保育給付認定決定通知書は、認定を受けていない方
または認定を受けたが期間に変更のある方にお送りいたします(転入予定での申込みの場合は、転入確認後になります)。
なお、この通知書は、保育施設等の利用の可否を決定するものではありません。

面接

● **2月26日(水)～2月28日(金)頃**
面接では、お子様の発達・健康状況や日常等についてお話を伺う
ため、お子様と保護者様とで出席してください。
※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

受入れが困難な場合

区役所保育給付課等より各機関への
相談をすすめる場合があります。
(※22ページQ&AのQ16参照)

利用調整結果通知

● **3月6日(木)頃発送**
面接結果を通知いたします。
※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)・認定こども園(保育所部分)に内定された方は、この通
知を保育施設等に提出し利用の契約を行ってください。

説明会

● **3月**
内定保育施設等において、説明会を開催いたします。
※説明会の日程等は、3月6日(木)頃発送の利用調整結果通知と同時にお知らせ、または保育施設等よりご案内いたしま
す。

入園

● **4月1日(火)**
利用者負担額(保育料)のお知らせについては、小規模保育事
業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)・認定こども
園(保育所部分)は**3月下旬**、保育所は**4月中旬**に発送いたしま
す。
※各保育施設あてに発送いたします。

【注意事項】

- 希望保育施設等の変更や申込内容(家庭状況)に変更がある場合、申込みを取り下げる場合は、直ちに区役所保育給付課等にご連絡ください。
- 利用調整後、申込みの内容と実際の家庭状況とに相違があることが判明した場合は、内定が取り消しとなる場合があります。
- スケジュール等に変更が生じた場合は仙台市ホームページにてお知らせいたします(アクセスは表紙二次元コードから)。
- 居宅訪問型保育事業は9ページも併せてご覧ください。

(3) 4月16日以降の利用開始の場合（年度途中）

区役所保育給付課等の窓口において、申込みに関する説明をいたします。原則、希望する園へのお問い合わせや見学等も事前に行ってください。

申込書類の提出

- 各月 1 日付利用開始 ⇒ 前月の 5 日まで
 - 各月 16 日付利用開始 ⇒ 前月の 20 日まで
- ※土日祝日等の場合は前開庁日 ※締切厳守

締切日までに第 1 希望の保育施設等が所在する区役所保育給付課等の窓口（または郵送）で、申請してください。

※保育を必要とすることを証明する書類については、利用開始希望日から 6 か月以内の証明日（記入日）の書類のみ受付いたします。

認定審査

保育を必要とする認定を受けた方に対し、教育・保育給付認定決定通知書^{※1}を送付いたします。
なお、認定の内容は保育施設等の利用の可否とは関係ありません。

※1 教育・保育給付認定決定通知書は、認定を受けていない方または認定を受けたが期間に変更のある方にお送りいたします（転入予定での申込みの場合は、転入確認後になります）。

利用調整

利用できる人数よりも申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方を優先に調整をいたします。
※ 一度の利用調整でご案内可能な施設は一施設のみです。

面接案内

調整の結果、保育施設等を利用できることが見込まれる方には、利用開始日の 1～2 週間前頃までにお電話でご連絡いたします。

待機通知

初回の利用調整のみ、利用が見込まれない方に待機通知書を送付いたします。次回以降は待機通知書は送付しません。利用開始希望日以外の日付の待機を証明する通知が必要な場合は、申込みを行った区役所保育給付課等の窓口へ待機通知書の交付申請書を提出してください。

面接

面接では、お子様の発達・健康状況や日常等についてお話を伺うため、お子様と保護者様とで出席してください。
※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

受入れが困難な場合

区役所保育給付課等より各機関への相談をすすめる場合があります。
(※22 ページ Q & A の Q16 参照)

結果通知

● 利用開始日の前日頃

面接の結果をもとに、利用調整結果について通知いたします。

※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・居宅訪問型保育事業・認定こども園（保育所部分）に内定された方は、この通知を保育施設等に提出し利用の契約を行ってください。

入園

- 各月 1 日または 16 日付

※利用開始希望日に、受入枠がない等により利用できなかった方は、希望保育施設等に空きが生じた際に利用調整を行います。そのため、同年度中の申込書を改めて提出していただく必要はありません。

【注意事項】

- ・家庭状況に変更があった、希望保育施設等を変更したい等、申込内容に変更がある場合や、申込みを取り下げる場合は直ちに申込みを行った区役所保育給付課等に連絡してください。
- ・家庭状況等の変更に伴い、保育の必要性の事由が変更になった場合は、保育を必要とすることを証明する書類が提出されるまで、利用調整の対象とならないことがあります。
- ・保育を必要とすることを証明する書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。証明書類が提出された後の申込締切日での利用調整から、変更後の指数等で利用調整を行いますのでご注意ください。
- ・利用調整後、申込みの内容と実際の家庭状況とに相違があることが判明した場合は、内定が取り消しとなる場合があります。
- ・居宅訪問型保育事業は 9 ページも併せてご覧ください。

4. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書の書き方

子ども・子育て支援制度 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

※本紙をよくご覧になり、もれなくご記入願います。

- ご確認のうえ、ご記入ください。
- 年齢は、令和7年3月31日時点の年齢を記入してください。
- 13ページ(3)保育の必要量を参照してください。
- 利用を希望する日から、小学校就学前までの範囲内で記入してください。
※利用開始希望日は各月の1日、16日のみです。
- 同居の家族全員について記入してください。欄が足りない場合は1行に2名記入してください。
すでに兄弟等が保育施設等を利用している場合は、その施設名を就労先等の欄に記入してください。
利用希望児童については記入する必要はありません。
- 「ひとり親」「生活保護適用」「障害がある方と同居」に該当する場合は、4ページへの記載に加え、こちらにもチェックが必要です。
- 祖父母の状況を記入してください。「同居の有無」を選択し、同居の場合は上記⑤に、別居の場合はこちらに氏名、住所等を記入してください。
- 兄弟姉妹で同時に保育施設等の利用を申し込んだ場合、利用調整の結果によって兄弟姉妹のうち一人だけ利用可能となる場合や、別々の施設であれば利用可能な場合があります。利用開始時の希望を確認のうえ、選択肢を選んでください。

【参考】
令和7年3月31日時点の年齢は、次のようになります。
0歳：令和6年4月2日生まれ以降の方
1歳：令和5年4月2日生～令和6年4月1日生の方
2歳：令和4年4月2日生～令和5年4月1日生の方
3歳：令和3年4月2日生～令和4年4月1日生の方
4歳：令和2年4月2日生～令和3年4月1日生の方
5歳：平成31年4月2日生～令和2年4月1日生の方

ご記入前に、必ずご確認ください

- 利用開始日時点において、お子さんと保護者が仙台市に住んでいる(仙台市に住民票があることを原則とします)必要があります。
- 「注意事項確認票」(令和7年度保育施設等利用案内23ページ)に同意のうえ、次のとおり教育・保育給付認定の申請及び保育利用の申込みをします。
- 利用調整及び利用者負担額(保育料)等決定のために必要な範囲で、仙台市が本書類3ページに掲げる書類の情報を閲覧・照会することに同意します。
※ 照会に同意しない場合、前に掲げた文を二重線で消してください。この場合、別途書類の添付が必要となります。
- この申請書兼申込書は令和7年4月1日～令和8年3月16日付の利用調整が対象です。
- 油性ボールペンなどの容易に消えないもので記入してください(熱でインクが消えるペンは使用不可)。

(あて先 兼 同意者記名欄) 仙台市長 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

〒 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 仙台市 〇〇区△△町一丁目1-1 ☆☆アパート101号
代表保護者 仙台 太郎 (父連絡先) 090 - 〇〇〇〇 - △△△△
自 宅 電 話 - - (母連絡先) 080 - 〇〇〇〇 - △△△△

フリガナ 児童氏名 センダイ スミレ	児童生年月日 平成 2 12 3 令和 年 月 日	令和7年3月31日時点の年齢 4	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	現在の保育の状況 <input type="checkbox"/> 家庭(父・母・祖父・祖母) <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園・認可外施設等(<input type="checkbox"/> 幼稚園) <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> その他()
--------------------------	---------------------------------	---------------------	---	---

希望する保育の必要量 標準時間(最大で11時間) 短時間(最大で8時間) ※保育の必要量については、利用案内13ページをご覧ください。

教育・保育給付認定及び保育利用の希望期間 令和 7 年 4 月 1 日) ~ (就学前まで 令和 年 月 日まで)

※利用開始希望日時点で受入月齢を満たさない保育施設等は記入できません。

第①希望	〇〇 保育園 (青葉 区・宮城)	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	第⑥希望	() 区・宮城	<input type="checkbox"/> 見学済
第②希望	△△ 保育園	<input type="checkbox"/> 見学済	第⑦希望	() 区・宮城	<input type="checkbox"/> 見学済
第③希望	□□ 保育園	<input type="checkbox"/> 見学済	第⑧希望	() 区・宮城	<input type="checkbox"/> 見学済
第④希望	☆☆ 保育園	<input type="checkbox"/> 見学済	第⑨希望	() 区・宮城	<input type="checkbox"/> 見学済
第⑤希望	◇◇ 保育園 () 区・宮城	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済	第⑩希望	() 区・宮城	<input type="checkbox"/> 見学済

各保育施設等で受入れ可能な月齢や年齢が異なりますので、保育施設等一覧をご確認のうえ記入してください。

父母の保育を必要とする理由にそれぞれチェックを入れてください。

保育を必要とする理由 就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護等 就学 求職活動 その他()
父は就労、母は同居の祖父の介護で、両方子どもを保育するものがいないため。

利用開始希望日時点の児童の家族() () 家族全員)

保護者(単身赴任中の保護者含む)	フリガナ 氏名 センダイ タロウ	年齢	25	41	名称等: 就労先・就学先の名称、利用中(予定)の保育施設・幼稚園等名、病状等	
仙台 太郎	平成 令和 年 月 日	25	41	名称等: 〇〇〇-△△△△		
センダイ ハナコ	昭和 平成 令和 年 月 日	62	2	8	38	名称等: 同居の祖父の介護
仙台 花子	昭和 平成 令和 年 月 日	30	5	1	6	名称等: R7年4月から〇〇小学校
センダイ タイチ	昭和 平成 令和 年 月 日	4	1	5	3	名称等: △△幼稚園(同時申請中)
仙台 さくら	昭和 平成 令和 年 月 日	35	3	30	65	名称等: 在宅
センダイ イチロウ	昭和 平成 令和 年 月 日					
仙台 一郎	昭和 平成 令和 年 月 日					

※以下の項目に該当する場合は、をチェックしてください(必要な書類は4ページを参照)。

⑥ ひとり親の場合 離婚 未婚 死別 その他() 生活保護適用あり 障害がある方と同居 (あてはまる場合、4ページ6(2)をご記入ください)

家庭状況調査

1. 祖父母の状況
同居の有無を選択し、別居の場合のみ氏名・住所等を記入してください。「状況」がその他の場合は状況を記入してください。

父	同居の有無	氏名	住所(別居の場合)	年齢	状況
父	同居・別居	仙台 和子	死去		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他()
母	同居・別居	宮城 太	宮城県仙台市〇〇区〇〇3丁目2-2	65	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他()
母	同居・別居	宮城 かおり	同上	65	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他()

2. 兄弟姉妹同時申込の場合
記入の仕方【A:Bどちらかを選ぶ⇒1~4のいずれかを選ぶ⇒1以外の場合は①か②を選ぶ】

A. 同じ施設を希望する。

<input type="checkbox"/> 1 (同時同所)	同じ施設に同じ時期の入所のみを希望する。 ・兄弟姉妹が同時に同じ施設へ案内されるまで待機となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 2 (別時同所)	同じ施設を希望するが時期は別でもよい。 ・兄弟姉妹の入所時期は別々でも同じ施設に案内されることとなります。 ・兄弟姉妹で同じ施設へ案内できる場合は、その施設に案内します。 ・兄弟姉妹のうち一人でも案内できる場合は、案内できる児童のみを先に案内します。 ※同時に兄弟姉妹を別々の施設へ案内となる場合の希望【①、②のいずれか必ず選択】 □ ①(優先する児童の名前 仙台 さくら)が希望している施設の中で最も希望順位が高い施設への案内を希望し、他の兄弟姉妹はその施設が空くまで待機する。 □ ②案内できる施設のうち最も希望順位が高い施設へ案内できる子を案内し、他の兄弟姉妹はその施設が空くまで待機する。

B. 別々の施設でも利用を希望する。

<input type="checkbox"/> 3 (同時別所)	同時に入所できるなら別々の施設でもよい。 ・兄弟姉妹が同時に利用開始できれば、それぞれ別々の施設に案内される場合があります。 ・兄弟姉妹が同時に案内されるまで待機となります。 ※案内となる施設の希望順位を下げることで、同時に同じ施設へ案内ができる場合の希望【①、②のいずれか必ず選択】 □ ①別施設になっても、それぞれの兄弟姉妹で案内できる施設のうち最も希望順位が高い施設への案内を希望する。 □ ②兄弟姉妹を同じ施設に入所させることを優先する。
<input type="checkbox"/> 4 (別時別所)	入所の時期も施設も別々でもよい。 ・兄弟姉妹の入所時期は別々で、それぞれ別々の施設に案内される場合があります。 ・兄弟姉妹のうち一人でも案内できる場合は、案内できる児童のみを先に案内します。 ※案内となる施設の希望順位を下げることで、同時に同じ施設へ案内ができる場合の希望【①、②のいずれか必ず選択】 □ ①別施設になっても、それぞれの兄弟姉妹で案内できる施設のうち最も希望順位が高い施設への案内を希望する。 □ ②兄弟姉妹を同じ施設に入所させることを優先する。

5. 申込時の注意事項について

(1) 申込要件

次の枠内の要件を満たす場合に申込みができます。

- お子さんと保護者が保育施設等の利用開始日時点において仙台市に住んでいること（仙台市に住民票があることを原則とします）。
- お子さんの保護者が保育の必要性の事由に該当すること（※13 ページ参照）。

- ※ 受入可能月齢・年齢は保育施設等によって異なりますので、「令和7年度仙台市保育利用対象施設等一覧」でご確認のうえ、お申込みください。
- ※ この利用案内において「父母」と記載している箇所は、父母以外の方が保護者である場合は「保護者」と読み替えて取り扱います。

(2) 申込内容に変更があった場合

申込書や添付書類の内容（住所、就労・家庭状況等）に変更があった場合は、直ちに申込みをした区役所保育給付課等までご連絡ください。利用調整後、申込内容と実際の保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、利用内定等が取り消しとなることがあります。また、申込みを取り下げる場合や希望保育施設等を変更する場合も、必ずご連絡ください。

(3) 利用案内後に辞退する場合

やむを得ず辞退する場合には、保育施設等のある区役所保育給付課等に、直ちにご連絡ください。速やかなご連絡により、利用希望される他の申込者を案内することが可能となります。なお、辞退された場合は、今年度中の利用調整における利用の優先度が低くなりますので、確実に利用できる保育施設等のみを希望してください。

(4) 保育施設等利用調整に係る申立書について

利用調整の結果、利用待機となった場合に育児休業の延長が可能であり、利用調整における順位を下げることを許容できる場合に提出いただく申立書です。利用調整において指数を下げた場合でも、希望保育施設等へ案内する場合があります。順位を下げる希望期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとにこの申立書の提出が必要です。なお、育児休業期間及び育児休業給付金の支給期間延長に関する手続きについては、就労先や公共職業安定所（ハローワーク）へ確認してください。これらについて、仙台市では一切責任を負いません。また、申込締切日までに利用申請がない場合、「待機通知書」は発行されません。

(5) 保育施設等利用申込書の写しについて

育児休業給付金の支給対象期間の延長の際には、保育施設等利用申込書の写しが必要となるため、提出前に写しをお取りください。手続きの詳細は公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。

6. 申込みの対象となる保育施設等

(1) 申込対象施設等

申込みの対象となるのは、11 ページの表の①～⑥の保育施設等（預かり保育と認定こども園の幼稚園部分（1号認定）を除く）になります。

※各保育施設等の詳細については、「令和7年度仙台市保育利用対象施設等一覧」をご覧ください。

※仙台市ホームページの「くらしの情報」>「健康と福祉」>「子育て・若者」>「子育て施策」>「あずける」>「定期的に利用する教育・保育サービス等」でも、各保育施設等の情報を参照できます。

※保育施設等の見学については、直接、各保育施設等にご相談ください。なお、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型（以下「家庭的保育事業等」という）については、所在する区の区役所保育給付課等にお問い合わせください。

※仙台データダッシュボード（仙台市サイト）に、保育施設等の空き枠情報を反映した地図を掲載しています。右記二次元コードからご覧ください。

なお、令和7年度入所向けの空き状況は、令和6年11月以降に掲載予定です。



(2) その他の保育施設等の情報(参考)

保育施設等の他にも様々な保育サービスがあります。14 ページに紹介しておりますので、どうぞご覧ください。

(3) 地域型保育事業のご案内 (0歳～満3歳年度末まで利用)

○小規模保育

小規模保育事業A型(全員が保育士)
小規模保育事業B型(2/3以上が保育士)

比較的小さな集団(定員6～19人)で、手厚く人員を配置しており、細かいところまで目の行き届く、温かな雰囲気での保育が特徴です。

《先生たちの声》

- ・年齢ごとのクラス分けがない場合、違う年齢の子どもたちと関わることができるので、上の年齢の子どもが下の年齢の子どもを可愛がるなどの、思いやりのところも育ちます。
- ・子ども一人ひとりに目を向けられるので、発達の状況をしっかり把握し、卒園後の連携先もサポートいたします。
- ・大きな保育園の一般的な職員の配置基準よりも先生の人数が多く、細かいところまで目が行き届くので、しっかりとお子さんのフォローが可能になります。
- ・先生との距離が近いので、信頼関係が築きやすいです。



○家庭的保育

家庭的保育事業(家庭的保育者1名、定員1～5人)
小規模保育事業C型(家庭的保育者2名、定員6～10人)

市の試験に合格し専門の研修を修了した家庭的保育者により、家庭的な雰囲気での環境のもと、一人ひとりの発達段階に応じた丁寧な保育サービスが受けられます。

《先生たちの声》

- ・子どもの人数に対し、保育者が多いので、子どもと先生の距離がとても近く、子に寄り添いながら、保育をしています。
- ・子育て経験者や有資格者が多いので、安心してお子さんをお預けください。
- ・保護者との距離が近いので、子どもだけではなく、保護者の方からも「支えられました」との声を頂きました。
- ・園庭がないので、近所の公園に遊びに行きますが、子どもたちが地域にも触れ合うことができるので、とても良い経験になっていると思います。
- ・保護者と1対1で話す機会が多くあるので、お互いにお子さんの状況をしっかりと共有していくことができます。



○事業所内保育

企業などが設置する従業員向け保育施設ですが、一般のお子さんもお預かりしています。仕事と子育ての両立支援に意欲的な事業者が運営しています。

○居宅訪問型保育

障害や疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において1対1で保育するものです。提出書類や利用調整に関して、保育所、他の地域型保育事業、認定こども園(保育所部分)と異なる点がありますので、詳細を下の二次元コードよりご確認ください。

居宅訪問型保育事業HP



● 3歳卒園後について

地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育（地域枠））は、児童が満3歳の誕生日を経過する年度末まで利用することができます。3歳卒園後に引き続き保育サービスの利用をご希望の場合、主に次の方法があります。

居宅訪問型保育事業については、事業の性質上、3歳卒園後に引き続き集団保育が困難であれば、継続利用が可能です。

保育所・認定こども園（保育所部分）の利用

利用調整時に、優先度を上げています！

地域型保育事業を3歳卒園後に、引き続き保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望する場合は、第1希望の保育施設等が所在する区の区役所保育給付課等にて新規申込が必要です。また、保育所・認定こども園（保育所部分）の利用調整時に、優先度を上げています（調整指数を10点加点）。

なお、連携施設の優先利用や調整指数の加点により、ほぼ全ての方が卒園後も希望する保育施設等を利用できています（R6年度の移行率は98.4%）。

※ ご希望の保育施設等の利用可能枠が少ない場合は、調整指数を加点しても利用できない場合がありますので、できるだけ多くの保育施設等を申し込むことをご検討くださいますようお願いいたします。

預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用

市内のすべての私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）では、施設により実施時間などは異なりますが、普段の教育時間の前後や長期休業となる夏休み期間などに、保育施設と同程度の保育サービスを提供する「預かり保育」を実施しているため、幼稚園教育と同時に、保育サービスの提供も受けられます。

※ ご希望の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）へ直接の申込みとなります。

● 連携施設の設定について

地域型保育事業のなかには、卒園後、ご希望により優先的に利用できる施設を設定している施設があります。連携施設を設定している施設は「卒園後の受け入れに関する連携施設のある地域型保育事業者の一覧」または仙台市ホームページでご確認ください。

※ 保育所・認定こども園（保育所部分）が連携施設となっている場合、受入可能数により、利用の調整を行う場合があります。

※ 連携施設における優先利用枠については、4月1日付1次利用調整のみ利用可能です。二次利用調整以降の入所調整や特別支援保育については利用できません。

★★小規模保育のPR動画を配信します★★

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/hoikushisetsu.html>



ぜひご覧ください！

(4) 保育施設等の種類

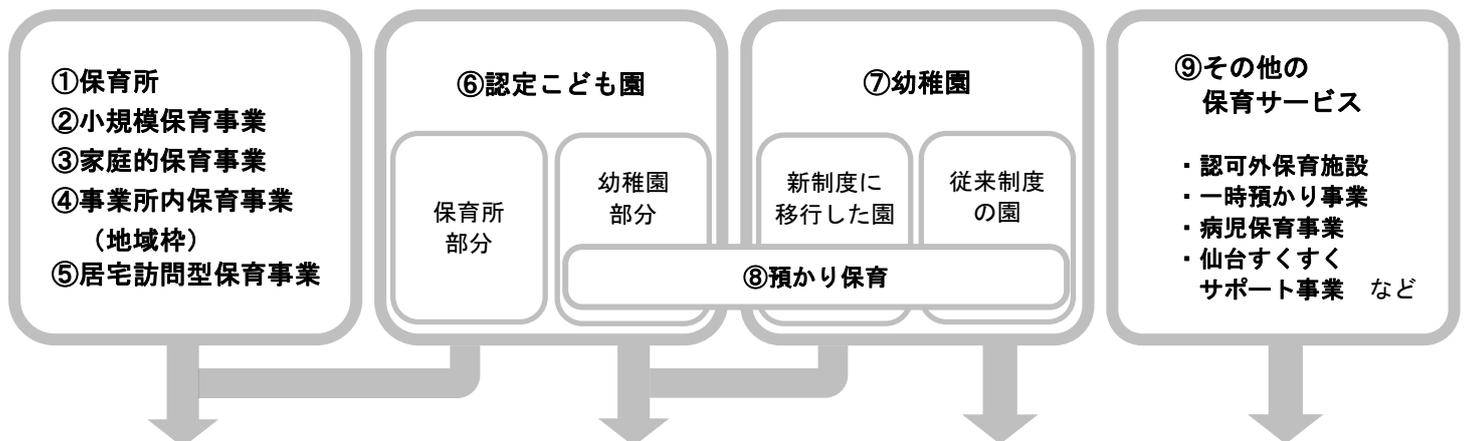
	対象年齢（クラス）						利用者負担額 （保育料）
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
①保育所 保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する児童福祉施設です。	概ね生後4か月から（施設により多少異なります）。 ※3歳未満児のみを対象とする保育所もあります。						保護者の市町村民税額などに応じて決まります（3歳以上児は無償です）。
②小規模保育事業 比較的小規模な環境（定員6～19人）で、きめ細かな保育を行います。保育従事者の全員が有資格者のA型と、2/3以上が有資格者のB型があります。	対象年齢は施設ごとに異なります。						保護者の市町村民税額などに応じて決まります。
③家庭的保育事業等 家庭的な雰囲気のもとで、少人数でゆったりと保育します。一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細かな対応をします。家庭的保育者1人が最大5人まで保育を行う家庭的保育事業と、2人が最大10人まで保育を行う小規模保育事業（C型）があります。	対象年齢は施設ごとに異なります。						保護者の市町村民税額などに応じて決まります。
④事業所内保育事業（地域枠） 事業所が設けている従業員のお子さんのための保育施設には、地域の保育を必要とするお子さんを受け入れている施設もあります。定員20人以上の保育所型と、定員19人以下の小規模型があり、さらに小規模型には保育従事者の全員が有資格者のA型と、1/2以上が有資格者のB型があります。	対象年齢は施設ごとに異なります。 地域枠のお子さんは2歳児までの保育となります。						地域枠のお子さんについては、保護者の市町村民税額などに応じて決まります。
⑤居宅訪問型保育事業 障害や疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において1対1で保育を行います。	2歳児卒園後も引き続き集団保育が困難であれば、継続して利用が可能です。						保護者の市町村民税額などに応じて決まります。
⑥認定こども園 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。3歳未満児へは保育を、3歳以上児へは保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を提供します。	⑧預かり保育 私立幼稚園と認定こども園で、教育時間の前後や夏休み中などに実施しています。利用料金・時間は施設ごとに設定されていますので、各施設にお問い合わせください。（認定こども園については、1号認定を受けた園児が対象です。1号認定については12ページをご覧ください。）						保護者の市町村民税額などに応じて決まります。（3歳以上児クラスは無償です。※1号認定を受けた園児は満3歳から無償です。） 園によっては教育・保育の質の向上に充てる費用や遠足代等の実費が必要な場合があります。
⑦幼稚園 さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことができる「学校」です。従来の制度のままの園と、子ども・子育て支援新制度へ移行した園があります。 ※直接、施設へお申し込み	利用一例 ① 7:30 登園 ↓ ② 9:00 預かり保育① ↓ 園の教育時間 ↓ ③ 14:00 預かり保育② ↓ ④ 18:30 降園 一部の園は満3歳から。						従来制度の園 ⇒満3歳から月額25,700円まで無償です。 新制度の園 ⇒満3歳から無償です。 園によっては教育・保育の質の向上に充てる費用や遠足代等の実費が必要な場合があります。
⑨一時預かり事業 就労、パート勤務、傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより一時的に保育ができないときに、保育所等でお子さんを預かります。 ※直接、施設へお申し込み	概ね生後4か月から（施設により多少異なる）。原則として保育所等の入所の対象とはならない仙台市内に居住している健康な児童。						○利用料（月額） 3歳未満児：2,400円 3歳以上児：1,200円 ※半日利用の場合は、半額になります。 ※生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は無償となります。 ○給食費 300円
⑩仙台すくすくサポート事業 お子さんを預かってほしい方（利用会員）とお子さんを預かることができる方（協力会員）が相互の信頼関係のもとに行う子育て支援活動で、仙台市が運営する事業です。 ※仙台すくすくサポート事業事務局へお申し込みが必要です	概ね生後2か月～小学6年生まで						月～金曜日の7:00～20:00 : 700円/時間 土、日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間 : 800円/時間 このほか、交通費、おやつ代及び食事代等援助活動にかかった経費を協力会員に支払います。

7. 教育・保育給付認定等について

(1) 認定の種類

利用を希望する施設等の種類によって、必要な認定や申請の方法が異なります。
認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって以下の区分に分かれています。
※保育の必要性については次ページをご覧ください。

認定の種類	区分		
◇教育・保育給付認定 (利用のための認定)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	3号認定 (満3歳未満 保育の必要性あり)
★施設等利用給付認定 (無償化のための認定)	新1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	新2号認定 (3歳以上 保育の必要性あり)	新3号認定 (3歳未満・保育の必要性あり ・市町村民税非課税世帯等)



◇教育・保育給付認定：
第1希望の施設等が所在する区の保育給付課宮城総合支所保健福祉課へ申込み

※居宅訪問型保育事業のみ、居住区の区役所保育給付課等でも構いません。

教育・保育給付認定の申請と利用希望施設の申込書を提出します。利用希望者が多い場合は仙台市で保育を必要とする程度の高い方から順に選考します。

◇2号認定
◇3号認定

◇教育・保育給付認定：
利用希望の施設へ申込み・施設を通じて認定申請

直接利用の申込みをします。入園の内定を受けた後、施設を通じて仙台市（無償化事務センター）に教育・保育給付認定の申請書を提出します。

教育時間 ◇1号認定

+

★施設等利用給付認定：
施設を通じて認定申請

預かり保育の無償化も希望する場合は、施設を通じて仙台市（無償化事務センター）に施設等利用給付認定の申請書を提出します。

預かり保育
★新2号認定
★新3号認定

★施設等利用給付認定：
利用希望の施設へ申込み・施設を通じて認定申請

直接利用の申込みをします。入園の内定を受けた後、施設を通じて仙台市（無償化事務センター）に施設等利用給付認定の申請書を提出します。

教育時間のみ
★新1号認定

教育時間+預かり保育
★新2号認定
★新3号認定

★施設等利用給付認定：
利用希望の施設へ申込み・仙台市へ認定申請

直接利用の申込みをします。また、直接仙台市（無償化事務センター）に施設等利用給付認定の申請書を提出します。

★新2号認定
★新3号認定

(2) 保育の必要性の事由について

2号認定又は3号認定を受けるには、保育の必要性が要件となり、下表にある事由及び内容を満たす必要があります。

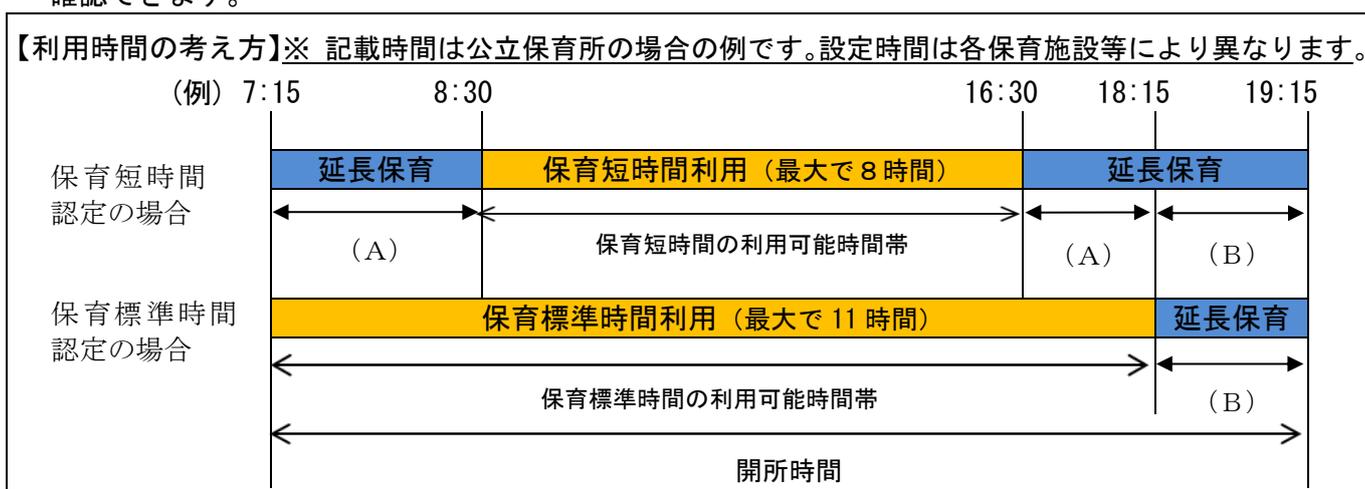
※ 教育・保育給付認定期間が満了した場合や、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、保育施設等を利用することができません。引き続き保育施設等を利用するには、新たに保育の必要性の事由に該当し、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。

事由	内 容
1 就労	1か月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む） ※ 休憩時間を除いた時間となります。 ※ 育児休業中の場合、保育施設等の利用開始日の2か月後までに復職する場合のみ対象となります（復職の予定がない場合、申込みはできません）。 ※ 育休継続承認を受けている場合は、復職日にご注意ください。 ※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません（例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など）。
2 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合 ※ 認定期間は、出産予定日の8週前に相当する日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。ただし、多胎児の場合は出産予定日の14週前に相当する日から認定することができます。 ※ 産前休暇の取得が可能な期間でも、就労している又はする場合はお申し出ください。
3 疾病・障害	病気、けが、障害を有しており、保育が困難な場合
4 介護・看護	1か月に64時間以上家庭内の親族を介護・看護している場合
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6 求職活動	求職活動中である場合 ※ 認定期間は認定開始日から90日又は3か月のうち短い期間を経過する月の末日までです。
7 就学	1か月に64時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）
8 その他	上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合

(3) 保育の必要量（利用できる時間）

各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等により、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2種類に区分されます。（保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労や、妊娠・出産等の場合です）

また、各保育施設等の保育利用時間帯については「令和7年度仙台市保育利用対象施設等一覧」で確認できます。



※ 保育標準時間と保育短時間の利用者負担額（保育料）については、別紙「令和7年度教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）」で確認できます。

※ 保育短時間認定の方が保育標準時間の時間帯まで利用される場合の延長保育料（A）と、保育標準時間の時間帯を超えて利用される場合の延長保育料（B）では料金が異なります。それぞれの延長保育料の金額については各保育施設等にお問い合わせください。

※ 延長保育料は、利用者負担額軽減制度及び幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。

※ 保育標準時間と保育短時間の切り替えについては、「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」を、切り替え希望月の前月20日（土日祝日等の場合は前開庁日）までにご提出ください。

8. 多様な保育サービス

制度の詳細や実施施設等については、仙台市ホームページで紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

○ 期間限定保育

仙台市では、新設保育施設等で定員に満たない5歳児等の保育室を利用して、2年間の期間限定で保育を行う「期間限定保育」を実施しております。

対象年齢は1歳児または2歳児クラスの利用を希望する児童で、実施施設及び保育利用期間については、仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/oshirase/kikangenteihoiku.html>



○ 保育園・認定こども園における一時預かり

保護者が、パート勤務、傷病、冠婚葬祭、その他私的理由などにより、一時的にお子さんの保育ができないとき、また就労などにより月64時間以上お子さんの保育ができないときに、以下の実施施設でお子さんをお預かりします。

定員や空き状況等、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukari/azukari/hoikujonado.html>



○ 企業主導型保育事業

多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業です。

自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、地域枠を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいの方のお子さんをお預かりしています。

定員や空き状況等、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kigyosyudogata.html>



○ 休日保育

保護者が就労、傷病などにより、日曜日・祝日などに保育を必要とする場合、保育施設等でお子さんをお預かりします。

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-kankyosebi/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/kyujitsu.html>



○ 幼稚園2歳児受入れ推進事業

保護者の就労等で保育が必要な2歳児（3号認定を受けた2歳児）を対象に、市内の私立幼稚園で、保育士資格などを有する職員がお子さんをお預かりします。

なお、利用途中における3歳の誕生日以降は、満3歳児として幼稚園に入園することができます。

<https://www.city.sendai.jp/kyufu/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/nisaiji/nisaiji.html>



○ 特別支援保育

保育が必要な心身の障害のあるお子さんや医療的ケアを必要とするお子さん、行動面等で配慮が必要なお子さんなど、一定の特別な支援が必要なお子さんをお預かりする特別支援保育（プラス支援保育）を実施しております。

<https://www.city.sendai.jp/une/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shogai/hoiku/shogaiji.html>



○ その他様々な子育て支援についても紹介しております。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/azukeru/index.html>



9. 利用保育施設等の調整（利用調整）における優先基準

保育を必要とする程度や家庭の状況等を以下の基準に基づいて指数化します。各保育施設等に対して受入できる人数を超える申込みがあった場合は、指数の高いお子さんから優先的に利用保育施設等を案内できるよう調整します。

(1) 保育利用の優先順位に関する基準指数

父母の保育を必要とする状況を、その頻度や時間等に応じて指数化したものです。基準指数は児童の父母それぞれについて10点を上限として計算します。

保 護 者 の 状 況				基準指数	
被 雇 用 者 ※休憩時間を除き、月64時間以上就労していることが要件となります。	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上)	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	10	
			6 時間以上	9	
			5 時間以上	8	
			4 時間以上	7	
			4 時間未満	6	
	週 4 日 就 労 (不規則の場合は月16日以上)	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	8	
			6 時間以上	7	
			5 時間以上	6	
			4 時間以上	5	
	週 3 日 以 下 就 労 (不規則の場合は月15日以下)	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	6	
6 時間以上			5		
月64時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない				4	
自 営 業 ※休憩時間を除き、月64時間以上就労していることが要件となります。	事 業 主	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	9	
			6 時間以上	8	
			5 時間以上	7	
			4 時間以上	6	
			4 時間未満	5	
	週 4 日 就 労 (不規則の場合は月16日以上)	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	7	
			6 時間以上	6	
			5 時間以上	5	
	週 3 日 以 下 就 労 (不規則の場合は月15日以下)	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	5	
			月64時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない		4
	専 従 者 (注1)	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上)	1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	8
				6 時間以上	7
				5 時間以上	6
4 時間以上				5	
週 4 日 就 労 (不規則の場合は月16日以上)		1 日 の 就 労 時 間	7 時間以上	6	
			6 時間以上	5	
月64時間以上就労しているが、就労日数又は1日の就労時間が上記に満たない				4	
加 点 (注2)	常時危険物（大型機械・劇薬・火気・刃物等）を取り扱うなど、就労形態上、就労時間中の保育ができない場合			2	
	事業所が居宅と同じ敷地内又は隣接地でない場所にある場合（外勤等も含む）			1	
内 職 （平均月収が5万円を超える場合は、自営業の専従者の項目を適用します） ※月64時間以上従事していることが要件となります。				4	

保 護 者 の 状 況				基準指数
出 産 (注3)	(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)における応当日から、出産日(出産前の申込みの場合は、出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間)			8
疾 病 等	入 院	1か月以上		10
		2週間を超え、1か月未満		8
	通 院	週4日以上		6
	自 宅 療 養	常時伏臥、感染症等		10
		上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要な場合		8
		一般療養(運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自分でできる場合)		6
	障 害	介護を要する(概ね1、2級又はA判定程度)		10
		保育に支障がある(概ね3級又はB判定程度)		7
		上記以外で必要と思われるもの(4級以下)		4
自宅看護・介護、 通院、施設通所、入院の付添い ※月64時間以上従事していることが要件となります。	週 5 日 以 上	1日の所要時間が7時間以上		10
		1日の所要時間が4時間以上		7
	週 4 日 以 下	1日の所要時間が7時間以上		8
		1日の所要時間が4時間以上		5
月64時間以上の看護・介護を行っているが、1日の従事時間が上記に満たない				4
災害等(火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合)				10
求職中				3
学 校、職 業 訓 練 学 校 等 へ の 通 学 ※月64時間以上就学していることが要件となります。	週 5 日 以 上 就 学 (不規則の場合は月20日以上)	1 日 の 就 学 時 間	7時間以上	9
			6時間以上	8
			5時間以上	7
			4時間以上	6
			4時間未満	5
	週 4 日 就 学 (不規則の場合は月16日以上)	1 日 の 就 学 時 間	7時間以上	7
			6時間以上	6
			5時間以上	5
	週 3 日 以 下 就 学 (不規則の場合は月15日以下)	1 日 の 就 学 時 間	7時間以上	5
			月64時間以上就学しているが、1日の就学時間が上記に満たない	
親不在(死亡、離婚、単身赴任、行方不明、拘禁等)				10
その他(上記各項目に類する状況と認められる場合)				3~10

注1：父母が同一経営の自営業の場合は、1人を専従者とみなします。

注2：自営業者の就労形態等により加点します。ただし、加点後の指数は、被雇用者の就労日数及び就労時間に対する基準指数を限度とします。

注3：産前休暇の取得が可能な期間でも、就労している又はする場合や、産後休暇直後に職場復帰する場合は、就労で認定をします。就労証明書を提出してください。

※ 就労時間等が不規則な場合は、その平均を基本とします。

(2) 児童の家庭の状況等に関する調整指数

児童の家庭の経済状況や保育支援状況等に応じ、基準指数に加算・減算するための指数です。

児童の家庭の状況等		調整指数
低所得世帯 (注1)	(1) 生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯(※)	2
	(2) 経済的に特に困窮していると認められる世帯(注2)	4
(3) 保育の必要な児童と同居している65歳未満の祖父母が保育に協力可能な場合		-1
(4) ひとり親(母子家庭、父子家庭、又はそれに類する場合)		3
多子世帯	(5) 申込締切日時点における利用希望日に、兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等(注3)又は事業所内保育事業の従業員枠を利用している又は利用を同時申込している場合(※)	3
	(6) 育児休業取得のため、仙台市内の保育施設等を退所した児童の再申込	4
	【新規】兄弟姉妹同施設利用促進加算調整(注4) ※4月1日付利用開始に係る1次利用調整時のみ	2
	(7) 申込締切日時点において兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等又は事業所内保育事業の従業員枠を利用しており、当該施設等のみへの移行を申し込んでいる場合	1
(8) 主たる生計維持者である保護者(注5)が、倒産やリストラによる失職・離婚・死別等の事由により日々求職活動をしている場合(事由発生日から6か月以内)		2
(9) 新規申込をする児童の保護者が利用開始日時点において宮城県内の認可保育施設等又は企業主導型保育事業若しくは仙台市から運営費等の助成を受けている認可外保育施設で保育士(設備・運営基準上、保育士としてみなすことが認められる保健師・看護師・准看護師を含む)又は保育教諭として勤務している世帯(注6)		3
(10) 3歳未満児専用保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、又は事業所内保育事業(地域枠)の卒園児が、3歳に到達した年度の次の4月1日から引き続き保育利用の申込みをする場合(注7)		10
(11) 虐待のおそれがあるなど社会的養護が必要である等、特別な事情により加算調整が必要と認められる場合(注8)		1~20

※(1)及び(2)に該当する場合は(2)の調整指数、(5)及び(6)に該当する場合は(6)の調整指数を適用します。

注1：世帯には、住民票上の分離に関わらず、同じ家屋に居住している祖父母等を含みます。

注2：(1)及び(8)に該当する場合を指します。

注3：幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)、一時預かり、認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む)は含まれません。

注4：兄弟姉妹同施設利用促進加算調整【新規】

4月1日付利用開始に係る1次利用調整時に、基準指数や調整指数等に基づく利用調整(当初調整)により保育施設等の利用が見込まれる児童(*1)を判定した後、その児童のうち多子世帯の児童(*2)に対して、希望がより優先されるよう、さらに兄弟姉妹同施設利用促進加算調整(2点)を行い、再度利用調整を実施します。

※この調整は、多子世帯の負担軽減の観点から、当初調整後に、できるだけ兄弟姉妹が同じ施設に案内できるよう、多子世帯の児童の優先度を高めるものですが、他に優先順位の高い児童がいる場合など、必ずしも同施設利用となるものではありません。

(*1)：新規申込者のうち入所内定となる児童 又は 移行申込をしている児童

(*2)：(5)に該当する児童又は(6)に該当する児童のうち(5)にも該当する児童

注5：ひとり親世帯の保護者又は一方の保護者が被扶養者(控除対象配偶者等)である世帯における他方の保護者。

注6：移行申込は該当しません。父母ともに要件を満たす場合でも、調整指数は3点が上限となります。

注7：「令和7年度仙台市保育利用対象施設等一覧」に記載している保育利用対象施設等に限りです。

注8：里親委託が行われている場合も含まれます。

(3) 指数同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数との合計が同点となった場合に、優先順位を判定するための基準です。

1	調整指数(5)に該当する場合
2	基準指数の合計が高い場合
3	調整指数における「低所得世帯」への加算が適用される場合(加算が4点の世帯はさらに優先)
4	両親又はその一方が単身赴任等で不在の世帯(調整指数における、「ひとり親」の加算が適用される世帯を除く)

5	申込締切日において、申込児童を「仙台市内の保育施設等」以外（注1）へ、有償で預けている場合（幼児教育・保育の無償化の対象となっている場合も含む）（注2）
6	同一年度内の利用調整において、利用の案内を受けた希望保育施設等の利用を辞退したことがない場合（家庭状況の変化等のやむを得ない事情による辞退を除く）
7	世帯の合計所得金額が低い場合（注3）

注1：「仙台市内の保育施設等」以外とは、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、事業所内保育事業（従業員枠）、一時預かり（継続的利用保育）、認可外保育施設、仙台市外の保育施設等のことです。※これらの施設を利用中の場合で、利用料が無償となる生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯も対象となります。

注2：在園・通所証明書又は利用契約書等証明資料の提出が必要です。また、申込締切日を含む1か月以上の利用期間があることが条件となります。

注3：世帯には、住民票上の分離に関わらず、同じ家屋に居住している祖父母等を含みます。世帯の合計所得金額が確認できない場合、この項目における調整順位は下位となります。

10. 利用者負担額（保育料）

保育施設等を利用する際にお支払いいただく費用は、利用者負担額（保育料）と保育施設等ごとに個別に発生する費用があります。保育施設等ごとに個別に発生する費用については各保育施設等に直接お問い合わせください。

（1）利用者負担額（保育料）の決定方法

利用者負担額（保育料）は、原則として、児童の父母の市町村民税所得割額の合計額によって決定します。利用者負担額の詳細は、別紙「令和7年度教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）」をご覧ください。

- ・ 令和7年4～8月分の保育料は令和6年度（令和5年1月～12月収入分）の市町村民税によって、令和7年9月～令和8年3月分の保育料は令和7年度（令和6年1月～12月収入分）の市町村民税によって決定します。なお、保育料を決定する際の市町村民税の額は、配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の適用を受ける前の金額となります。
 - ・ 多子世帯やひとり親世帯等について、保育料を軽減する制度があります。
 - ・ 月の途中で入退所した場合の利用者負担額（保育料）は日割り計算となります。
- ※ 災害にあった場合、失業した場合（自己都合の退職を除く）、その他特別の理由により特に必要があると認められる場合には、保育料の減免を受けられる場合があります。
- ※ 父母が非課税で、かつ、同居している祖父母等がお子さんを税法上扶養親族の対象にしている場合は、同居している祖父母等の市町村民税所得割額を合算します。二世帯住宅等で、生計を別にしてしている場合は、別居と同様の認定を受けることができる場合がありますので、区役所保育給付課等にご相談ください。
- ※ 税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定します。その後、税の申告や必要書類の提出等により課税状況が確認できた場合、対象期間の保育料を遡って変更いたします。

○ 令和7年度教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/hoikushisetsu.html>



（2）利用者負担額（保育料）等の納入について

保育料は、保育士等の人件費、施設の管理費などに充てられています。そのため、保育料は原則月額となっており、欠席や慣らし保育等により保育を利用しない期間について保育料を減額することはできません。3歳児クラス以上のお子さんについては、利用者負担額（保育料）は0円となりますが、主食費（ごはん・パン等）・副食費（おかず・おやつ等）（※いずれも施設で定める額）をお支払いいただく必要があります。これらの費用を確保し、サービスの水準を維持するためにも、保育料等は必ず期限内に納入してください。

期限内に納入が無い場合、給料・預貯金・不動産等の財産について調査し、差押え等の処分を行うことがあります。

利用者負担額（保育料）等を納期限までに納入しなかった場合は、法令に基づき、延滞した日数に応じた延滞金または遅延損害金を徴収します。

【保育所の場合】

毎月の保育料は原則口座振替により納入していただきます（保育所入所決定後、口座振替登録用紙をお送りいたします）。保育料の納入期限（口座振替日）は、各月の月末（土日祝日等の場合は金融機関の翌営業日）です。

公立保育所については、保育料の他にも併せて食材料費や延長保育を利用される場合の延長保育料を口座振替により納入していただきます。

私立保育所については、保育料のみ口座振替となりますので、食材料費と延長保育料は、各保育施設へお問い合わせください。

【認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の場合】

保育料を含むすべての費用を各保育施設等に直接お支払いいただきます。

11. 保育施設等での生活について

● 保育施設等の利用時間について

保育施設等の利用に際しては、保護者の就労（通勤や残業の時間を含みます。）や疾病等の実態をふまえ、保育を必要とする時間帯にお子さんをお預かりすることが原則となります。

送迎時間については、利用開始前に保育施設等とご相談いただくこととなります。

● 通常保育に慣れるまで（ならし保育）

保育施設等は集団生活の場です。集団生活に入る子ども達にとって生活環境の変化は、肉体的、精神的に大きな影響を与えることとなります。そのため、利用初日からの通常（最大時間で）の保育は難しい場合もあり、お子さんの状況に合わせて少しずつ保育時間を延ばしていくことが望ましいため、詳しくは保育施設等へご相談ください。なお、ならし保育期間中も保育料は通常どおり発生します。

● クラス編成

クラス編成は各保育施設等で決定します。年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

12. 保育施設等の退所について

保育施設等の利用開始後、保育施設等を利用することができなくなる場合があります。

【利用することができなくなる場合の例】

● 転出する場合

仙台市内に居住していることは、市内の保育施設等を利用するための要件の1つとなります。

● 保育を必要とする事由がなくなった場合

保育を必要とする事由に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに利用中の保育施設等又は利用中の保育施設等が所在する区役所保育給付課等までご提出ください。

（保育を必要とする事由については、13ページの「(2) 保育の必要性の事由について」）

● 教育・保育給付認定期間が制限され満了した場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育施設等を利用する場合、認定期間が制限され、認定期間満了後は保育施設等を利用することができなくなります。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了1か月前までに保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。

● 2か月を超えて欠席する場合

保育所を利用中の場合は原則退所となります。認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用中の場合でも退所をお願いすることがあります。



13. よくあるご質問

◆◆◆ 希望保育施設等について ◆◆◆

Q 1. 希望保育施設等はいくつまで記入することができますか？

A. いくつでも記入することができます。

ただし、利用の案内を受けた希望保育施設等の利用を辞退された場合は、対象年度内の利用調整における利用の優先度が低くなりますので、確実に利用（通園）できる保育施設等のみを記入してください。

Q 2. 保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の違いは何ですか？

A. 保育所、認定こども園（保育所部分）は小学校就学前まで（3歳未満児専用保育所を除く）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）は3歳に到達した年度の末日まで利用できます。【11 ページ参照】

それぞれの保育施設等に特色があり、保育内容も異なります。月額保育料は一律ですが、サービスの内容等に応じて追加で料金がかかる場合があります。詳しい内容を確認したい場合は、各保育施設等に見学・お問い合わせください。

Q 3. 見学はいつでも行うことができますか？

A. 保育施設等ごとに見学できる日（時間帯）は異なります。

保育内容や行事等により、見学のご案内をすることが困難な日（時間帯）があります。家庭的保育事業等以外の保育施設等の見学を希望される場合には、直接各保育施設等に見学できる日（時間帯）の確認を行ってください。家庭的保育事業等の見学を希望される場合には、該当施設が所在する区の区役所保育給付課等から施設の連絡先を確認し、見学できる日（時間帯）の確認を行ってください。

日程によっては、他の見学者と同時にのご案内を行う場合があります。

Q 4. 幼稚園、認可外保育施設、一時預かりを利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A. 各施設へ直接お問い合わせください。

事前の申込みや登録が必要になる場合がありますので、利用希望日までに余裕を持ってお問い合わせください。

◆◆◆ 利用調整について ◆◆◆

Q 5. 子どもが誕生日を迎えたのですが、利用調整での年齢は変わりますか？

A. 令和7年度利用調整は令和7年3月31日時点の年齢で決定します。

空き枠や待機児童数の確認をする際はご注意ください。また、保育料も令和7年3月31日時点の年齢で決定します。なお、令和6年4月1日生まれのお子さんの令和7年度利用調整は1歳児クラス、令和6年4月2日以降に生まれたお子さんは、0歳児クラスで行います。

Q 6. 祖父母と同居している場合、利用調整において不利になりますか？

A. 優先度が低くなる場合があります。【17 ページ参照】

住民票上は世帯分離していても、同じ家屋に居住している65才未満（各利用開始希望日時点）の祖父母が保育に協力可能な場合（保育を必要とすることを証明する書類（求職活動状況申告書は除く）の提出がない場合）は調整指数が-1となります。また、世帯の合計所得の決定においては、年齢を問わず合算となります（各年の1月1日に仙台市外の市町村に住居登録があった場合は、市県民税（非）課税証明書等の提出が必要になります）。

Q 7. 申込みは一度行えば保育施設等の利用を開始できるまで有効となりますか？

A. 対象年度内（令和8年3月16日付入所利用調整まで）は有効となります。【3 ページ参照】

対象年度内は利用開始希望日の利用調整で待機になったとしても、次回以降の利用調整（毎月1日付、16日付）の対象となり続けます。ただし、年度内に利用開始にならず、令和8年4月1日以降も利用申込の継続を希望される場合には、改めて申込みが必要になりますのでご注意ください。



◆◆◆ 提出書類について ◆◆◆

Q 8. 単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？

A. 別居している場合でも必要となります。

利用の優先度に影響がありますので、就労証明書、家庭状況等申告書は単身赴任中であることがわかるように記載してください。また、各年の1月1日に仙台市外の市町村に住民登録があった場合は、市県民税（非）課税証明書等の提出が必要になります。詳しくは、令和7年度教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書の4ページ5利用調整及び利用者負担額（保育料）決定のための書類（3）をご覧ください。

Q 9. 申込み後に同居人や職業に変更があったのですが、どうすればよいですか？

A. 直ちに区役所保育給付課等に連絡のうえ証明書類をご提出ください。

同居人や就労状況等の変更は利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく後日判明した場合には、内定等の決定を取り消すことや保育料が遡って変更になることがあります。

Q 10. 仕事に内定しているのですが、何か書類を提出した方がよいですか？

A. 就労証明書をご提出ください。

保育施設等の利用開始日時時点で、1か月に64時間以上の就労を予定していることが就労証明書から確認できる場合は、就労と同様の認定を受けることができます（利用調整では就労と同様の基準指数となります）。

Q 11. 仕事をしていないと申込みをすることはできませんか？

A. 求職活動や疾病等を理由とした申込みもできます。【13ページ参照】

ただし、出産・求職活動・就学を理由として保育認定を受けた場合は、認定期間に制限がかかります。認定期間終了後も保育の利用継続を希望する場合は、認定期間内に引き続き保育が必要となることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。ご提出がなければ、原則として退所となります。

Q 12. 離婚を予定しているのですが、夫（妻）の就労証明書等の書類提出は必要ですか？

A. 必要になる場合があります。

既に別居されているのであれば、離婚協議についての弁護士との契約書や家庭裁判所の事件係属証明書（離婚調停）等を提出することで、保育料算定の一部及び利用調整上において、ひとり親と同等の取扱いを受けることができる場合があります。裁判所からの調停を証明する書類等が提出できない場合は、夫（妻）の就労証明書等の証明書類が必要になります。詳しくは区役所保育給付課等にご相談ください。

◆◆◆ 兄弟姉妹での申込みについて ◆◆◆

Q 13. 現在保育施設等利用中の子どもがいます。下の子どもと同じ保育施設等を利用したいのですが、可能ですか？

A. 兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等を利用している場合、調整指数で3点加点し優先しています。また、4月1日付利用開始に係る1次利用調整に限り、保育施設等の利用が見込まれる場合にさらに2点加点します。加点の条件等は17ページをご覧ください。ただし、希望施設に空枠がない場合等、ご希望に添えないこともあります。なお、認定こども園の幼稚園部分や一時預かりなどの他の保育サービスを活用し、同じ施設に通われている方もいらっしゃいます。

Q 14. 現在保育施設等利用中の子どもがおり、下の子を出産の予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？

A. 申請により利用できる場合があります。

申請には、「保育施設等利用継続申請書（育児休業）」と「就労証明書（育児休業期間が明記されたもの）」の提出が必要となります。審査の結果、継続利用が認められた場合、原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで利用ができます。また、下のお子さんが仙台市へ保育施設等の利用申込をした結果、1歳の誕生日時点で保育施設等の利用待機となった場合、申請により最大で6か月の延長（1歳6か月の誕生日時点でも利用待機となった場合は、さらに最大6か月の再延長）が認められる場合があります。

なお、審査により上のお子さんの継続利用が認められた場合であっても、継続利用期間中に下のお子さんが保育施設等に内定された場合は、期間満了日より前に復職が必要となります（下のお子さんの利用開始日の2か月後までに復職が必要です）。

Q15. 兄弟姉妹で申込みをして、上の子だけ保育施設等を利用できることになった場合は、下の子の預け先が決定するまで就労を開始しなくても構いませんか？

A. 上のお子さんだけが保育施設等を利用でき、下のお子さんの預け先が決まらない場合でも、育児休業中であれば利用開始日の2か月後までに復職、求職活動中であれば3か月以内に就労を開始する必要があります。

◆◆◆ その他 ◆◆◆



Q16. 保育施設等との面接ではどんなことが聞かれますか？

A. お子さんの発達・健康状況や家庭での様子についてお話を伺います。

また、お子さんの状態（発達面等）によって、保育施設等の利用がお子さんにとって適切ではないと判断されることや、安全にお預かりできる環境が整わない等の理由により、面接を受けた施設での受け入れが困難となる場合があります。この際、区役所保育給付課等より各機関への相談をおすすめすることがあります。

Q17. 市外に居住している場合も申込みはできますか？

A. 利用開始日までに市内に転入される場合は、申込みできます。

転入後に新しく同居される世帯員の確認資料も必要となる場合があります。また、就労証明書等は転入後の状況の確認がとれるものが有効となります。

Q18. 住んでいる区とは異なる区にある保育施設等の申込みはできますか？

A. 申込みできます。

1枚の申込書に、お住まいの区と異なる区の保育施設等を含む複数の希望保育施設等を記入して構いません。ただし、申込書の提出先は第1希望の保育施設等が所在する区の区役所保育給付課等となります。

Q19. 保育標準時間での認定はどんな場合に受けられますか？

A. 保護者のいずれかが月120時間以上就労をしている場合や、保育の必要性の事由が妊娠・出産、災害復旧等に該当する場合に受けられます。【13ページ参照】

労働時間が月120時間未満でも通勤等による移動時間を含めると保育標準時間での利用が必要となる場合、また、就学など就労以外の事由でも、保育標準時間での保育の利用が必要と認められる場合は、保育標準時間での認定が受けられる場合があります。

Q20. 保育短（標準）時間認定で利用（申請）しているのですが、保育標準（短）時間認定に切り替えることはできますか？

A. 切り替えできます。申込みした区の区役所保育給付課等にご相談ください。

利用開始後は、保育施設等又は区役所保育給付課等備え付けの「教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」を提出してください。保育必要量の切り替えは前月20日（土日祝日等の場合は前開庁日）までの申込みが必要となります。なお、就労証明書等の提出が必要となる場合があります。（例）5月1日から保育必要量を変更したい場合、4月20日までに申込みが必要です。

Q21. 3号認定から2号認定に切り替わると翌月から保育料も変更になりますか？

A. 変更になりません。

3号認定から2号認定の切り替えは満3歳になった時点（3歳の誕生日の前日）で行いますが、保育料は令和7年4月のクラス年齢（令和7年3月31日時点の年齢）等によるので、3号認定から2号認定の切り替えによって保育料を変更することはありません。ただし、認定こども園の1号認定から2号認定、2号認定から1号認定のように教育利用と保育利用の変更や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を変更すると、保育料も変更する場合があります。また、9月分から保育料算定に利用する市町村民税の課税年度が切り替わるので、その際にも保育料が変更になる場合があります。

Q22. 保育施設等ごとに個別に発生する費用とは具体的にどのようなものですか？

A. 食材料費（3歳以上児のみ）、布団リース代、制服代、オムツ処理代などがあります。【18ページ参照】

これらの費用については、保育施設等ごとに設定しているものです。どのような費用が発生するのか、希望する保育施設等にご確認ください。

14. 注意事項確認票

教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書は、このページに記載している事項に同意いただいたうえで提出いただきますので、内容を十分ご確認ください。また、申込み後や保育施設等の利用開始後に關する事項もごさいますので、この保育施設等利用案内をお手元に保管いただき、必要に応じて内容をご確認ください（仙台市ホームページ上でも確認できます）。

入所申込における確認事項	
1	「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書」は、保育施設等利用案内及び記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、児童1人につき1枚ずつ申込書の提出が必要となります。
2	必要書類は、申込締切日までに必ず提出してください。提出がない場合や、申込締切日を過ぎてから提出された場合、 <u>保育施設等の利用調整等に反映されません</u> 。
3	「希望する保育施設等」の欄には、希望の高い順に保育施設等の名称を記入してください。なお、希望保育施設等については事前に見学や問い合わせなどを行い、 <u>通園できるかどうか、保育施設等での生活・保育方針及び給食におけるアレルギーへの対応についてご確認のうえ、お申込みください</u> 。
4	点数による選考のため、必ずしも希望する保育施設等を利用できるとは限りません。また、一度の利用調整につきご案内可能な施設は一施設のみとなります。
5	保育施設等利用開始日時点において、仙台市に住んでいる（仙台市に住民票があることを原則とします）必要があります。保育施設等を利用中に仙台市外へ転出した場合は、転出日をもって退所となります。
6	保育認定事由の現況確認等のため、利用開始後も <u>保育の必要性を証明する書類の提出を求めます</u> 。
7	就労証明書等の内容について <u>就労先等に確認する場合があります</u> 。また、ご提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
8	<u>育児休業からの復職を理由に申し込みをされる場合は、利用開始日の2か月後までに復職していただきます（きょうだいがすでに入所中であり、保育施設等利用継続申請書（育児休業）が提出されている場合は、この限りではありません）</u> 。復職後は復職年月日が明記された就労証明書を提出してください。ご提出がない場合は退所となります。また、 <u>申込時点で利用開始日の2か月後までに復職できないことがわかっている場合や復職する予定がない場合は申込みできません</u> 。
9	利用申込を取り下げる場合は、直ちに申込みした区役所保育給付課等にご連絡ください。利用の案内を受けた希望保育施設等の利用をやむを得ない理由なく辞退した場合は、 <u>待機通知は発行されません</u> 。また、その後の利用調整から令和8年3月16日付利用開始の利用調整まで <u>優先度が低くなります</u> のでご注意ください。
10	2か年度分の利用申込をし、年度途中での利用が決定し、年度途中から入所する場合は、翌年度の利用申込が取り下げになります。
11	提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、「 <u>教育・保育給付認定</u> 」、「 <u>利用内定</u> 」、「 <u>入所承諾</u> 」、「 <u>利用者負担額（保育料）</u> 」の決定を取り消し、退所していただくことがあります。
12	求職活動や出産等を認定事由として保育施設等を利用する場合、認定期間（保育施設等を利用できる期間）が制限されます。認定期間内に必要書類を提出されない場合は、認定期間の満了日をもって保育施設等は退所となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、保育施設等は退所となります。認定期間満了後も継続して保育施設等の利用が必要な場合は、期間満了の1か月前頃までに保育を必要とすることが確認できる書類を提出してください。
13	保育施設等の申込後や利用中に住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合には、直ちに「 <u>教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届</u> 」と必要書類を保育施設等（又は区役所保育給付課等）に提出してください。各種状況等の変更は利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく後日発覚した場合には、内定等の取り消しや保育料が遡って変更になることがあります。
14	利用開始希望日が申請日から約1か月以上後の場合、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。
15	利用の優先基準及び利用者負担額（保育料）の決定等にあたり、同一世帯者を含む仙台市の市民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。また、必要に応じて児童の保護者及び世帯員の他市町村における市町村民税課税状況等について調査させていただきます。
16	決定した利用者負担額（保育料）等や申込書の内容（家庭状況等申告書及び保育を必要とすることを証明する書類を含む）は、必要に応じて利用する（予定の）保育施設等に対し提供します。
入所決定後の利用者負担額（保育料）における確認事項	
17	利用者負担額（保育料）等は期限内に納入してください。特別な事情もなく期限内に納入されない場合、就労先や取引先金融機関に対して調査を行い、事前の予告なしに財産（預貯金・給与・生命保険等の債権や不動産）の差押を行う場合があります。
18	利用者負担額（保育料）等を納期限までに納入しなかった場合は、法令に基づき、延滞した日数に応じた延滞金または遅延損害金を徴収します。
19	利用者負担額（保育料）等は原則として口座振替により納入いただきます。
20	利用者負担額（保育料）等が増額変更となった場合、すでに納付頂いている金額との差額分を請求します。

15. お問い合わせ先

【申込手続き等のお問い合わせ先】

各区保育給付課保育係・支所保健福祉課保育給付係までお問い合わせください。

区	郵便番号	住所	電話番号	内線
青葉区役所	〒980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	(代)022-225-7211	6763
青葉区役所 宮城総合支所	〒989-3125	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地	(代)022-392-2111	5444
宮城野区役所	〒983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	(代)022-291-2111	6763
若林区役所	〒984-8601	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	(代)022-282-1111	6763
太白区役所	〒982-8601	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	(代)022-247-1111	6763
泉区役所	〒981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	(代)022-372-3111	6763

- 申込先は第1希望の保育施設等が所在する各区役所保育給付課等となります。
- 居宅訪問型保育事業は、居住区の保育給付課等へお申し込みしていただいても構いません。
- 先着順ではありませんが、余裕をもってお申込みください。



【発行元・制度全体のお問い合わせ先】

仙台市 こども若者局 認定給付課 認定調整係
 〒980-0011
 青葉区上杉一丁目5番12号（上杉分庁舎9階）
 TEL 022-214-8655

